
令和 6 年度障害福祉サービス等報酬 改定に伴う新たな減算事項等について

令和 7 年 10 月 集団指導 長崎県障害福祉課自立就労支援班



情報公表未報告減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、所定単位数が減算されます。

所定単位数の10%を減算

対象サービス：療養介護、施設入所支援、（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

所定単位数の5%を減算

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合所定単位数から減算されます。

所定単位数の **3 %** を減算

対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

所定単位数の **1 %** を減算

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

注 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置が設けられている。

身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図る措置（身体拘束等の記録、委員会の定期開催、指針の整備、研修の実施）を講じていない場合は、所定単位数から減算されます。

所定単位数の**10%**を減算

対象サービス：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

所定単位数の**1%**を減算

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

「所定単位数から**5単位を減算**」から変更になっています。

虐待防止措置未実施減算

以下の基準を満たしていない場合、減算となります。

- 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
- 上記措置を適切に実施するための担当者を配置すること

所定単位数の1%を減算

対象サービス：全サービス

地域移行等意向確認体制未整備減算

以下の基準を満たしていない場合、減算となります。
地域移行等意向確認等に関する指針を作成すること
地域移行等意向確認担当者を選任すること

5 単位/日を減算（令和8年4月から適用）

対象サービス：施設入所支援